

社会福祉法人入善町社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人入善町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬並びに役員及び評議員の費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。報酬額は別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が執務のため、役員会等に出席した場合、別表2に定める額を費用弁償として支給する。

2 役員等が本会の職務の為に旅行した場合は、前項の規定にかかわらず別に定める旅費規程に準じて旅費を支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の報酬等は、年度末に支給することとし、離職し、又は死亡した時の報酬は前月分までは月割りまたは、役員会等への出席回数をもって支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額を差し引いて支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

社会福祉法人入善町社会福祉協議会役員等の報酬及び役員等の費用弁償支給に関する規程（平成13年6月1日施行）は廃止する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

役職	報酬額	備考
会長	年額 120,000円	月8日以上出勤
副会長	日額 1,500円	副会長がその職務の為、理事会、評議員会、委員会等に出席したとき
常務理事	年額 36,000円	月6日以上出勤
理事（会長、副会長、常務理事を除く。）	日額 1,000円	理事がその職務の為、理事会、評議員会、委員会等に出席したとき
監事	日額 1,000円	監事が監査を行ったとき、又はその職務の為、理事会、評議員会に出席したとき
監事（ただし、公認会計士、税理士等専門知識を有するものに限る）	年額 20,000円	

別表 2

区分	費用弁償
理事、監事、評議員	500円